

# 一般社団法人北海道農業土木協会 新技術検討報告会運営要領

## (目的)

第1 本道の農業農村の整備を進めるにあたり、一般社団法人北海道農業土木協会（以下この要領において「協会」という。）が、定款第3条で定める目的の趣旨に沿って、農業農村整備事業における新技術・新工法の導入を促進し、コストの低減や快適な農村環境整備の推進を図るとともに、道内の農業土木関係者に対して新しい技術開発意識の啓発を行うことを目的として、報告会を開催するものとする。

## (名称)

第2 この要領により開催する報告会の名称を「農業土木新技術検討報告会」（New Technicai Comment。以下「NTC」という。）とする。

## (開催時期)

第3 NTCは、毎年1回開催するものとし、その時期は11月を原則とする。

## (報告内容)

第4 NTCにおける報告内容は、次に掲げる項目に関するものとする。

- 1) 生産基盤の整備
- 2) 農村環境の整備
- 3) 地域資源の開発利用、保全
- 4) その他農業農村整備事業の遂行上特に有用と認められるもの

## (報告者等)

- 第5 会長は報告課題を広く募集するため農業農村整備関係団体等に文書を以って公募するものとする。
- 2 報告を行おうとする者は、公募文書で定められた期間までに報告内容を整理し提出するものとする。
  - 3 提出のあった報告内容は、農業土木新技術検討委員会（以下「検討委員会」という。）において審査し、報告者を選考するものとする。
  - 4 選考された報告者に対し会長は文書で以って通知する。

## (検討委員会)

- 第6 検討委員会は5名とし、その委員は協会理事2名、農業農村振興技術士会3名により構成するものとし会長が委嘱するものとする。
- 2 検討委員会は、第5の2により応募があった報告内容がNTCの目的に沿うものであるかどうかを審査し、適当と認めたものを会長に報告するものとする。
  - 3 検討委員会の開催は報告会までに2回ほど開催することとし、その召集は事務局が行うこととする。

## (事務局)

第7 NTCを円滑に推進するために事務局を置くものとし、協会の職員がこれにあたるものとする。

## (付則)

この要領は平成3年4月1日から施行する。

一部改正 平成12年6月21日

この規程は 平成25年1月1日より施行する。 改正